|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 頁 | 質問 | 回答 |
| 1 | P3 | 構造は鉄筋コンクリート造とあるが、屋根も鉄筋コンクリート造とすべきか。 | 屋根の構造は鉄筋コンクリート造以外の提案内容でも構いません。ただし、実際に建築する際には、提案内容を変更する場合があります。 |
| 2 | P3 | “湯沸室として独立して利用できるよう、集会室との間に可動間仕切りを設けてください”とあるが、どのようなイメージか。 | 湯沸室は、可動間仕切りを閉めた場合、完全に独立したダイニングキッチンとして利用できるものとします。≪参考≫<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/juki/jitikai.html> |
| 3 | P4 | 「(4)配置計画等で配慮すべきこと③・⑤」に記載のある“団地内通路”とは何を指すのか。【別添-4】計画地詳細図と整合がとれない。 | 下記のとおり修正します。③集会所へは、計画地西側の~~団地内通路~~遊歩道（通常は歩行者専用）からアプローチする計画としてください。⑤集会所への維持管理・緊急用車両は、計画地東側の~~団地内通路~~駐車場（車路）からアプローチします。 |
| 4 | P5 | 提出作品について、製図用紙に要求図面を貼付けて提出することは可能か。 | 可能です。ただし、製図用紙以外のもの（パネル・ボード等）への貼付けは不可とします。 |
| 5 | 別添　9 | 設計条件において、「床面積150～170㎡、170㎡を超える場合は重大な欠格条件となる。」とあるが、別添9の床面積算定の項では、「160㎡を超える場合は重大な欠格条件となる。」となっている。どちらが正しいのか。 | 「170㎡を超える場合は重大な欠格条件となる」を正とします。下記のとおり修正します。【別添9】~~160㎡~~170㎡を超える場合は、重大な欠格要件とみなします。 |

**第24回「あすなろ夢建築」大阪府公共建築設計コンクール　質疑回答**